### 4 道:町内発生早期

#### 状態:

- (1)道・町内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触 歴を疫学調査で追うことができる状態にある。
- (2)国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。

#### 目的:

- (1)道・町内での感染拡大をできる限り抑える。
- (2) 患者に適切な医療を提供する。
- (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

#### 対策の考え方:

- (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国は緊急事態宣言を行い、積極的な感染対策等をとる。
- (2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- (3)国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報について、国及び道を通じて医療機関等に提供する。
- (4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予測されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- (5)道・町内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び社会機能の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- (6)住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ、速やかに、実施する。

# ① 実施体制

#### ア 白老町新型インフルエンザ対策本部

道・町内での発生が確認された場合は、速やかに町長を本部長とする「町新型インフルエンザ対策本部」を開催し、関係課間の連携を強化し、全課一体となった対策を推進する。(危機管理室)

#### イ 白老町新型インフルエンザ対策推進会議

必要に応じて、「町新型インフルエンザ対策推進会議」を開催し、「町新型インフルエンザ対策本部」で確認・検討した新型インフルエンザ対策を推進する。(健康福祉課・危機管理室・関係課)

### ウ 白老町新型インフルエンザ医療対策会議

必要に応じて開催し、新型インフルエンザ対策における医療対策上の課題を 検討する。(健康福祉課)

## エ 業務継続方針の検討

町は、道・町内感染期に備え、対策本部及び対策推進会議において業務継続 の方針を検討する。(全課)

## オ 消防救急体制の確保

白老町消防本部が定める新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき、消防救急体制を確保する。また、町は町内の小中学校等や医療機関での新型インフルエンザ等の感染情報を白老町消防本部に提供する(消防本部)

## ② サーベイランス・情報収集

## ア 国内等及び町内の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報や道対策本部、苫小牧保健所、 町内の学校や医療機関等からの国内、道内及び町内での発生情報を収集し、対 策本部及び対策推進会議に提供し、発生動向を共有する。(健康福祉課)

#### イ 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設 におけるインフルエンザ患者(疑い患者を含む。)を把握する。(学校教育課、 子育て支援課、健康福祉課)

### ウ 新型インフルエンザ等患者受診状況の把握

町は、白老町医師協議会と連携し、町内での新型インフルエンザ等患者の受 診状況を把握するとともに、情報を共有する。(健康福祉課)

#### エ 帰国者・接触者外来受診状況等の把握

町は、新型インフルエンザ等患者の帰国者・接触者外来受診状況等を把握する。(健康福祉課)

## ③ 情報提供・共有

### ア 新型インフルエンザ等相談窓口での対応

町は、引き続き、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、増加する町 民からの問い合わせに対応できるよう体制を充実・強化する。 (総務課、健康 福祉課、教育委員会、町立病院)

### イ 町民等への緊急事態宣言の伝達

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに、その情報を広報、ホームページ、チラシ等により町民等に提供する。(健康福祉課・危機管理室)

### ウ 正確な情報、正しい知識の周知

町は、引き続き、ホームページ等で国内、道内及び町内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知する。(健康福祉課・危機管理室)

## エ 学校等への感染予防情報等の提供

町は、引き続き、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、児童館、介護保険施設等及び福祉施設へ、新型インフルエンザ等の国内、道内及び町内の感染情報を情報提供する。(学校教育課、子育て支援課、健康福祉課)

## オ 介護保険利用者等への感染対策の周知

町は、介護認定調査における訪問先への感染対策の啓発、介護保険サービス 事業者等への情報提供を行う。(健康福祉課・高齢者介護課)

#### カ 医療機関への受診方法等の積極的な周知

町は、引き続き、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、医療機関への受診方法等の情報を広報・チラシ・ホームページ等で積極的に周知する。(健康福祉課)

## ④ まん延防止に関する措置

## ア 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業

小中学校は、児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づく、学校の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖)を適切に行う。(学校教育課)

### イ 学級閉鎖、休園等の手順の確認

町は、小中学校の学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖並びに保育園、放課後児童 クラブ等の学級閉鎖並びに休園、休部等のそれぞれの実施手順を確認する。(学 校教育課、子育て支援課)

### ウ 緊急事態宣言発令時の学校等の使用期限

道は、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、基本的対処方針に基づき、 特措置法第45条第2項により、学校、保育所等(特措置法施行令第11条に定 める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学 試験の延期等)の要請を行う。(学校教育課、子育て課、健康福祉課、経済振 興課)

### エ 感染対策、感染者の受診方法等の周知

町は、引き続き、町民に対し、マスク着用等の感染対策、疑わしい症状がある場合の相談先、医療機関受診方法等の情報を継続して提供する。 (健康福祉課)

## オ 学校・保育施設等における感染対策

道及び町は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知する。(学校教育課、子育て支援課)

#### カ 不要不急の外出等の自粛

町は、道の要請又は状況に応じて、不特定多数の集まる活動への参加や、不 要不急の外出を自粛するよう呼びかける。(健康福祉課)

## キ 公共施設の感染対策

町は、公共施設及び公共交通機関での手指消毒液の設置、手洗い等の注意喚起張紙等の設置及び室内換気等の感染対策を強化する。また、必要に応じて窓口職員等はマスクを着用する(健康福祉課、総務課、教育課、生活環境課、全課)

#### ク 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員に、咳エチケット、 うがい、手洗い、手指消毒等の励行の指導を強化する。(健康福祉課、総務課、 学校教育課、生活環境課、全課)

### ケ 事業所での感染対策の徹底

町は、ホームページ及び町商工会を通じて、事業所での感染対策及び従業員の健康管理・適正な医療機関受診等について周知の徹底を行う。(経済振興課)

### コ 施設利用の制限の検討

町は、道の要請又は状況に応じて、対策本部及び対策推進会議において、公 共施設の利用制限の検討を行う。(公共施設管理所管課)

### サ 集会等の延期の検討

町は、道の要請又は状況に応じて、不特定多数の町民等が参加する集会等の 延期又は中止について検討し、必要に応じて延期又は中止を行う。(全課)

### シ 感染患者への対応確認

町は、診療継続計画に基づき、町立病院に感染の疑いがある患者が来院された場合の具体的な対応を準備する。(町立病院)

### ス まん延防止対策物品等の備蓄

町は、物品等の使用状況に応じて、まん延防止対策物品等(マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等)の備蓄の補充を進める。 (危機管理室、健康福祉課、町立病院)

#### セ 町職員の感染者の把握

町は、引き続き、町職員の感染者を把握する。(総務課)

#### 〈緊急事態宣言の措置〉

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、道は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じます。
- ・道は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を 踏まえて期間を定めて、生活の維持の必要な場合を除き、みだりに外出しないこと や基本的な感染予防策の徹底を要請します。政府行動計画では、対象となる区域に ついては、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域 域(市町村単位、都道府県のブロック単位)とすることが考えられるとしています。
- ・道は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用期限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行います。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。道は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。

- ・道は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行います。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第24条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行います。特措法第24条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。道は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。
- ②道は、道内において、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域等において新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、国が実施する地域における重点的な感染拡大防止策に協力します。
- ③市町村は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

出典:北海道新型インフルエンザ等対策行動計画

## ⑤ 予防接種

#### ア 住民接種

町は、国の基本的対処方針に基づき、国及び道と連携して、苫小牧保健所、総合保健福祉センター、学校等の公共施設又は医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町の区域内に居住する者を対象に集団的接種により、特措法第46条(新型インフルエンザ等緊急事態の場合)の規定に基づく町民に対する予防接種、又は予防接種法第6条第3項(新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合)に基づく新臨時接種を行う。(健康福祉課)

#### イ 特定接種

道及び町は、引き続き、国と連携し、国が定める地方公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務課、健康福祉課)

## 6 医療

#### ア 医療機関等への情報提供

町は、引き続き、国及び道を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・ 治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 (健康福祉 課)

### イ 医療機関との連携による医療体制

町は、医療機関と連携し、医療体制や患者搬送について、統一された体制を 確保する。(健康福祉課)

## ウ 感染がまん延した場合の診療体制の整備

町は、新型インフルエンザ等がまん延した場合の医療体制(帰国者・接触者外来での診療から、感染対策を講じた一般医療機関での診療への移行)に備え、診療継続計画に基づき、診療体制を整備する。(町立病院)

#### 〈緊急事態宣言の措置〉

必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めることろにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。

出典:北海道新型インフルエンザ等対策行動計画

## ⑦ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

#### ア パンデミック時の要援護者への具体的支援

町は、ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等へのパンデミック時の具体的支援の準備を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。また、 生活必需品の配布等の準備を行う。(健康福祉課)

#### イ 感染者への偏見等の防止

町は、引き続き、広報、ホームページ等を通じ、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう積極的に啓発を行う。(健康福祉課)

#### ウ 集会等の自粛検討の周知

町は、道の要請又は状況に応じて、町民に対し、感染拡大防止のため、不特定多数の町民が参加する集会等の各種事業の感染対策及び自粛の検討について 周知を図る。(健康福祉課)

### エ 食料品、生活必需品等の買い占め、売り惜しみの防止

町は、引き続き、国及び道と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の 購入に当たって、消費者としての適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、

# 第Ⅱ章 各発生段階における対策 4 道・町内発生早期

事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、 買占め及び売惜しみが生じないよう啓発する。(生活環境課、経済振興課、健 康福祉課)

### オ ごみの排出抑制等の協力要請

町は、引き続き、町民や事業者に対し、ごみの減量及び排出抑制への協力要請及び啓発を行う。(生活環境課)

### カ ごみ収集事業者への業務継続要請

町は、引き続き、ごみ収集事業者に感染者が多発した場合に備え、代替要員 の確保等による業務継続を要請する。(生活環境課)

### キ 集客を伴う事業者へ感染対策徹底の要請等

町は、道の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者に対して、 感染対策の徹底を要請する。また、特措法に基づき道が行う休業等の措置について理解を求める。(経済振興課)

### ク 給食調理業務の継続の要請

町は、給食センター調理員等の従事者に感染者が多発した場合の対応を確認する。また、調理委託業者に感染対策の徹底及び業務継続を要請する。(給食センター)

## ケ 電気、ガス、水道等の業務継続要請

町は、必要に応じて、電気、ガス、水道等のライフライン事業者に、業務継続の要請を行う。(建設課、上下水道課)

#### コ 一時的な遺体安置場所の確保

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保のための準備を、道の支援を受けて行う。(生活環境課)

#### 〈緊急事態宣言の措置〉 必要に応じ、以下の対策を行います。

- 事業者の対応等
- ・電気及びガス並びに水の安定供給
- ・運送・通信・郵便の確保
- ・サービス水準に係る道民への呼びかけ
- ・緊急物資の運送等
- ・生活関連物資等の価格の安定等
- ・犯罪の予防・取締り 出典:北海道新型インフルエンザ等対策行動計画